

平成30年12月20日

宗像市議会  
議長 花田 鷹人 様

総務常任委員会  
委員長 森田 卓也

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

#### 第84号議案 宗像市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

平成30年の人事院の職員の給与の改定に関する勧告を受け、宗像市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正するものである。

##### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

##### 1 職員の給料表の引き上げ

若年層に重点を置いた平均0.2%の給料表の引き上げを行う。任期付職員、再任用職員、臨時的任用職員についても引き上げとなる。

##### 2 賞与の引き上げ

三役及び議員は、期末手当を平成30年12月は0.05月分引き上げ、平成31年度以降は6月と12月それぞれ1.675月分とする。職員は、勤勉手当を平成30年12月は0.05月分引き上げ、平成31年度以降は期末手当を6月と12月それぞれ1.3月分とし、勤勉手当を6月と12月それぞれ0.925月分とする。また、再任用職員、任期付短時間職員は、勤勉手当を平成30年12月は0.05月分引き上げ、平成31年度以降は期末手当を6月と12月それぞれ0.725月分とし、勤勉手当を6月と12月それぞれ0.45月分とする。

##### 3 初任給調整手当の引き上げ

大島診療所の医師に係る初任給調整手当を月額500円引き上げる。

##### 4 宿日直手当の引き上げ

宿日直手当を勤務1回につき200円引き上げる。

##### 5 改定による影響額

今回の改定は、平成30年4月に遡及し適用され、その影響額は、三役分は期末手当5万円と共済費1万円、議員分は期末手当54万円、職員分は給料、勤勉手当、共済費等で1,654万円程度である。

##### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

## 第85号議案 宗像市市民カード条例等を廃止する等の条例について

自動交付機を利用した証明書等の交付を終了することに伴い、関係条例の廃止及び一部改正をするものである。

### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

#### 1 関係条例の廃止

宗像市市民カード条例、宗像市住民基本台帳カードの利用に関する条例は、自動交付機による証明書交付サービスの利用に関し必要な事項を規定したものであるため廃止する。

#### 2 関係条例の一部改正

宗像市印鑑条例は自動交付機の利用について、宗像市手数料条例は市民カード交付手数料について規定した箇所を削除する。また、新たなサービスの提供に伴う文言の整理を行う。

### 【意見】

(反対意見)

自動交付機を廃止し、新たなサービスの拡大を推進するのであれば、過去の取り組みについて、費用対効果等の総括を十分するべきだと考える。市民へのサービス低下を招かないために、市役所だけでも市民カード、住民基本台帳カードを使用した自動交付機での証明書交付サービスを引き続き提供して良いのではないかと考える。

### 【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

## 第86号議案 権利の放棄について

特定空家等略式代執行等費用について権利を放棄するものである。

### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

平成29年2月に鐘崎230番地51において実施した特定空家等の解体等に係る略式代執行等費用については、所有者が不存在であることから相続財産管理人による土地の売却等財産の整理、清算を行い、費用の一部を回収したが、残り376万1,722円は回収の見込みがないため権利を放棄する。

### 【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。